

元 危管 第3196号

令和元年12月17日

経 済 産 業 大 臣 様

福 島 県 知 事

「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(案)に対する意見等について(通知)

現在、改訂に向けた検討が進められている「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(案)について、別紙のとおり、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会の意見を提出します。

国、東京電力においては、今後、福島第二原子力発電所の廃炉も行われることから、福島第一原子力発電所の廃炉と共に、安全を最優先に着実に進めることを求めます。

(事務担当 危機管理部原子力安全対策課 電話024-521-7253)

# 「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の 廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂(案)に対する意見

令和元年12月17日  
福島県原子力発電所の廃炉に  
関する安全監視協議会

今回は、周辺地域で住民帰還と復興の取組が進む中、初号機の燃料デブリ取り出し開始となる2021年には、第2期から第3期へ移行するとともに、事故から10年の節目の時期に向けた改訂となる。

現行ロードマップに示された主要な目標工程は至近の工程に関するものが多く、例えば、新たなリスクや敷地境界線量の低減目標、取り出した燃料デブリの処分方法といった中長期のビジョンは示されていない。このことは、住民帰還の判断に影響を与えるものである。

長期にわたる廃炉は不確実性を伴うものではあるが、実施主体である国と事業者等が、地域から信頼される関係を築くとともに、廃炉作業を「安全」かつ「着実」に進め、「安心」と「風評払拭」、そして「復興」につなげていくためには、今後、中長期ロードマップに基づいて廃炉作業を進めていく中で、廃炉の段階的な姿をより具体的に示すことが重要である。

## 1 中長期の取組の実施に向けた基本原則について

- (1) 廃炉作業を進めるに当たっては、安全確保を最優先に、あらゆるデータやリスクを確実に把握し、評価・検証を行いながら着実に取り組むこと。
- (2) 廃炉に向けて、国、事業者、機構、研究開発機関等の責任と役割を明確にし、国が前面に立ち、安全かつ着実に取り組むこと。
- (3) 1つ1つのオペレーションを進める際には、県民に寄り添いその気持ちを汲み取った上で丁寧でわかりやすく説明することが基本であることを、廃炉の取組に携わる全ての関係者が認識し、地域との信頼関係の構築に取り組むこと。

## 2 リスク低減と安全確保の考え方について

- (1) リスクの設定、対処に当たっては、常に、最新の知見に基づく定期的な総点検を行い、リスクの低減の程度を時間軸で比較して示すこと。特に、「最適なタイミングと方法の選択」においては、それぞれの作業に対して、リスクがいつ、どの程度下がるのかを評価し示すこと。併せて、その結果を県民に対して丁寧に説明すること。
- (2) 燃料デブリの取り出しや1号機でのガレキ撤去などの新たなリスクを伴う作業については、住民帰還が進む中で放射性物質の飛散や漏えい等による敷地外への影響が再び発生することがないように、その工法等の選定の段階から具体的な作業と安全確保上遵守すべき事項を検討すること。併せて、県民に対して、作業の内容や、新たなリスクを顕在化させない安全確保の考え方等について事前に分かりやすく説明すること。
- (3) 敷地境界での追加的な実効線量として現在達成されている年間1ミリシーベルト未満については、さらに低減していく取組が求められることから、将来的な達成目標を示すこと。

(4) 廃炉作業を着実に進めるためには、取り出した使用済燃料や燃料デブリの仮保管場所等を限られた敷地内に確保する必要があることから、廃炉完了までの敷地全体の利用計画を策定すること。

### 3 汚染水対策について

(1) 浄化処理後に残るトリチウムを含む水の取扱いについては、県全体の風評への影響が大きいことを踏まえ、世界の英知を結集し解決に取り組むこと。併せて、環境や風評への影響など県民に対して丁寧に説明し、理解を得ながら慎重に進めること。

(2) 汚染水発生量については、平均的な降雨に対して2020年以内に150 m<sup>3</sup>/日程度に抑制する目標としているが、近年、記録的短時間大雨の発生頻度が増えていることから、大雨時の汚染水発生量を抑える対策を早急に完了させることを始めとして、150 m<sup>3</sup>/日をさらに抑制すること。

(3) プロセス主建屋と高温焼却炉建屋の滞留水処理についても、処理完了目標時期とその間の環境影響リスクを評価すること。

### 4 使用済燃料プールからの燃料の取り出しについて

(1) 使用済燃料プールからの燃料取り出しの実施に当たっては、ガレキ撤去等の作業に伴う放射性物質の飛散防止対策や作業員の被ばく低減対策等の安全確保対策を徹底すること。

(2) 使用済燃料の将来の処理・管理方法については、国が責任をもって決定すること。

(3) 3号機における使用済燃料取り出しについては、燃料取扱設備等の品質に関わるトラブルが繰り返されていることから、作業の安全と品質の確保を徹底すること。

### 5 燃料デブリの取り出しについて

(1) 工法の選定に当たっては、安全対策の検証を行い、選定した工法が計画通りに進まないことも想定し、複数の対応策をあらかじめ検討すること。

(2) 燃料デブリの取り出しに当たっては、世界の英知を結集し、臨界管理、冷却機能、閉じ込め機能、安全設備について、更なる技術的な検討を加え、最適な工法を選定するとともに、安全かつ確実に作業を行うこと。

(3) 取り出した燃料デブリの一時的な保管・管理方法について、敷地の利用計画と併せて、具体的に示すこと。

(4) 燃料デブリ取り出しについては、初号機以外の取り出し方法や、段階的な取り出し規模の拡大、さらには原子炉格納容器底部以外からの取り出しの計画について、具体化に向けた検討を進めること。

### 6 廃棄物対策について

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、発電所構内に恒久的に保管されることのないよう、処理・処分に関する目標工程を具体的に示すとともに、国及び事業者の責任において行われる廃炉対策の一環として処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。

## 7 作業円滑化のための体制及び環境整備について

- (1) 廃炉作業は長期間にわたり続くことから、作業員や現場管理者等の人材の計画的な育成・確保対策について明確にするとともに、事業者だけでなく、国も一体となって取り組むこと。
- (2) 作業環境や労働条件の改善などにより、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備に引き続き取り組むこと。

## 8 研究開発及び人材育成について

廃炉に向けて必要となる高度な技術開発を推進するため、研究者・技術者の継続的な人材確保・育成に関する具体的な計画を策定し、その目標達成に向けて確実に取り組むこと。

特に、学生や若い人向けに、廃炉に興味をもってもらえる情報提供の工夫や、廃炉技術の発展性や拡張性の魅力が伝わる取組を強化すること。

## 9 地域との共生及びコミュニケーションについて

中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況やリスク低減に向けた取組、放射線データ等について、国内外へ向けて分かりやすい情報発信に努めるとともに、風評への影響も踏まえ正確かつ適切に行うこと。

特に、原発事故直後のイメージが固定化していることによる風評が解消されていないことから、これらの払拭に向けた取組を強化すること。

以上